

2016. 8. 27

伊那保健所管内の営業者が製造した乳飲料が大腸菌群陽性であったため、当該商品の回収を命じました。

■伊那保健所管内の営業者が製造した乳飲料を検査したところ、大腸菌群が陽性であり、成分規格に違反していたため、本日、伊那保健所は当該営業者に対して違反食品の回収を命じました。

■ 違反食品の概要

◆ 名 称	すずらんラテ(乳飲料)
◆ 包装形態	合成樹脂製カップ
◆ 内容量	190ml
◆ 賞味期限	16.09.04(2016年9月4日)
◆ 回収を命令した個数	237本

■ 検査結果等について

◆ 検査結果判定年月日	平成28年8月27日
◆ 検査結果	大腸菌群陽性(成分規格:大腸菌群陰性)
◆ 検査機関	松本保健所検査課

■違反内容について

食品衛生法第11条第2項違反

■措置内容について

食品衛生法第54条第1項の規定による回収命令

■今回の命令の詳細につきましては、下記のアドレスをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/happyou/160827kaisyu.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
電話 026-235-7154, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- ・最寄りの保健福祉事務所(保健所)食品衛生相談窓口